

【補助金額】

実費（1団体あたり上限10万円／年間）

【補助対象となる経費】

- (1) 旅費・交通費 鉄道、バス、ガソリン代などの交通費や宿泊費（実費）
- (2) 備品費 文具、教材などの購入費
- (3) 消耗品費 用紙、衛生資材などの購入費
- (4) 製作費 ポスター、パンフレットなどの製作費用
- (5) 通信費 郵送、宅配便、Web会議の導入費用などの費用
- (6) 会場費 会場使用料、会場設営などの費用
- (7) 謝金 外部講師・外部ボランティアなどに対する謝礼金
- (8) 食料費 交流会等での茶菓子購入費用
- (9) その他 上記経費項目以外の活動に必要な経費

【補助対象とならない経費】

- (1) 団体メンバーの人件費、団体メンバーへの講師料などの謝礼金
- (2) 活動の拠点となる事務所などの家賃・光熱費・通信費など
- (3) 事務所や居宅などで恒常的に使う備品購入費用（パソコン、コピー機、プリンターなどの汎用機材）
- (4) その他団体等の維持管理費とみなされるもの

【申請方法及び補助金交付決定のお知らせ】

- (1) 申請に必要な書類

佐賀県障害者ボランティアグループ等支援事業補助金交付要綱に基づき、以下の書類をご提出ください。

交付申請書（様式第1号）

[1]事業計画（別紙1）

[2]収支予算書（別紙2）

[3]誓約書

その他申請事業の参考となる資料

団体代表者の本人確認書類（運転免許証の写しなど）

- (2) 申請書類の入手方法

各様式は佐賀県障害福祉課のホームページからダウンロードできます。

(3) 申請書類の提出方法

事業開始の30日前までに、佐賀県障害福祉課まで、持参、郵送、電子メールのいずれかにより提出してください。

(4) 補助金交付決定のお知らせ

事業の内容が目的に沿っているかなどを審査のうえ、交付決定のお知らせをします。

【その他】

補助対象の団体の活動に佐賀県職員が参加させていただく場合がありますので、ご理解ご協力をよろしく願いいたします。

なお、補助金は事業計画が承認された後であれば、前もって支払うこと（概算払）が可能です。

【窓口・問合せ先】

佐賀県障害福祉課 企画担当

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

TEL:0952-25-7143 Email: shougai Fukushi@pref.saga.lg.jp